

後見センターレポート vol.1 (平成25年1月)

※当センターでは、成年後見関係事件を巡る最近の動向をお届けする試みを始めました。御一読ください。

研修紹介始めました

当センターでは、裁判所外で行なわれている親族後見人向け研修の紹介を始めました。裁判所では職務説明会を行っておりますが、リーガルサポート東京支部や区の社会福祉協議会なども親族後見人向け研修を実施していると聞いております。2月22日には港区で、2月25日には豊島区で研修が行われる予定（詳細は各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。）です。このような研修に参加することは後見人の職務を理解するために有益です。今後も、積極的な参加を促すため、具体的な日時、場所を御案内する予定です。



弁護士・司法書士等の専門職による調査始まる

当センターでは、後見人の報告書に不正確（数字が合わない）・不明確（意味が分からない）・不十分（裏付けがない）な点がある場合などに、弁護士・司法書士等の専門職を「調査人」に指定して、後見事務について調査を命じる運用を開始しております。特に、「収支状況報告書」の差額と「財産目録」との差額が一致しない場合、10万円以上の臨時的支出について領収書のコピーの添付がない場合などには、調査人の指定がなされる場合があります。さらに、事案によっては、臨時に報告書の提出を求めたり、調査人による全般的な調査を命じることも予定しております。後見人としては、正確な報告書の作成と領収書等の保管を心掛けるようにしてください。

専門職後見人の追加選任拡大へ

当センターは、現在、専門職後見人の追加選任を積極的に行っております。具体的には、報告期限を守らない場合、報告をしない場合、報告内容が不正確・不明確・不十分である場合、財産の管理を本人名義ではなく後見人名義としている場合、管理を妻や税理士など他人に任せて自分が説明できない場合、本人の収入や財産を本人以外のために使用している場合、利益相反取引（本人の財産を後見人や後見人が関与する会社で使用させる契約等）をしている場合、家庭裁判所の決定を受けることなく報酬を取得している場合などに、弁護士・司法書士等を成年後見人に追加選任しています。後見人は、他人の財産を管理しているという意識を強く持ち、管理について疑問が生じた場合には当センターまで連絡する必要があります。

最高裁、親族後見人に対する刑罰を認める

最高裁判所は、昨年10月9日、成年被後見人の預貯金を引き出した養父である成年後見人に対し、刑罰を免除せず、また、親族関係のあることを量刑の事情としてしんしゃくしなかった原審の判断を維持する判断をしました。判決では、成年後見人は公的性格を有するため、刑の免除も量刑上酌むこともできないとされています。当センターとしては、この判決に従って、親族関係（配偶者であること、子であること、唯一の推定相続人であることなど）をしんしゃくすることなく、横領事案については、刑罰を求めることも含め、適切に対応していく予定です。



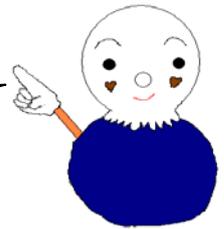
後見センターレポート vol.2 (平成25年5月)

※当センターでは、成年後見関係事件を巡る最近の動向をお届けする試みを始めました。御一読ください。

継続研修始まる

当センターでは、これまで後見人選任時においてのみ、職務説明会を行っていましたが、その後の研修の必要性も感じていたところでした。特に、具体的な後見事務報告書の記載方法、収支状況報告書の書き方が分からず苦勞されている方も多いようです。そこで、当センターでは、6月から、財産目録や収支状況報告書の記載方法を中心に、後見人向け継続研修を開始することにしました。今後、対象者の方には、当センターから出席のご案内をお送りしますので、継続研修のご案内を受けた方は、必ず出席するようにしてください。

はじめまして。コーくんといいます。継続研修には必ず参加してください。



外部研修のご案内

前回は紹介しましたが、リーガルサポート東京支部や各区社会福祉協議会は、親族後見人向け研修会や親族後見人同士の交流会を度々開催しております。これらの研修会や交流会は、後見業務の理解のために有益と思われるので、当センターでは、具体的な開催計画について、ポスターを掲示したり、チラシを備え付けたりして、親族後見の方に連絡しているところです。また、各区の社会福祉協議会の連絡先も掲示しておりますので、本人の住所地を管轄する区の社会福祉協議会の連絡先を確認されることをお勧めします。なお、裁判所から後見人の方に、参加を指示することがあります。具体的な指示があった方はできるだけ出席するようにしてください。

親族後見人の報酬と不正

親族後見人の中には、自分に対する報酬を勝手に定めて本人の財産から受け取る方が時折発見されますが、このような行為は許されておりません。勝手に報酬を受領した行為が不正行為に該当するとして、後見人を解任されることもあります。親族後見人として報酬を請求する方の数は多くはありませんが、請求することは可能です。報酬を受領したいという方は、必ず裁判所に報酬付与の申立てをして、裁判所が定めた額を本人の財産から受領するようにしてください。なお、報酬額は、後見サイトで公開している報酬のめやすに記載されており、事情によって、めやすの金額より減額されたり付与されなかったりすることがあります (http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q15)。

ご本人の関係者の方へ～不適切後見人・監督人情報をお寄せください

裁判所は、適切な後見人や後見監督人の選任に努めているところです。しかしながら、時折、不適切な後見人や後見監督人がいるようです。例えば、年金が入っているにもかかわらず施設費用を滞納しているので調査した方がいいのではないかと、後見人が本人の金銭を横領しているのではないかと、後見人が本人を虐待しているのではないかなどの情報に接した場合、さらには、本人と面会しない後見人、相談してもなかなか連絡がとれず、回答が得られない後見監督人などの情報に接した場合には、遠慮なく後見センターまで一報をお願いします。後見センターは、事実の有無を調査の上、監督権等を行って適切に対応します。



後見センターレポート vol.3 (平成25年9月)



※今回は、親族後見人から最近寄せられた質問の回答を掲載しました。

身上監護をしている後見人の妻に介護費用を支払いたいです。本人も了解しています。支出してよろしいですか。

本人の介護のために契約を締結し、第三者に対し金銭を支出することについては、差し支えありません。しかし、後見人の親族等、利害関係のある者については、実質的な利益相反のおそれがあります。裁判所に相談するとともに、後見人と家計を同じくする者であれば、後見人が報酬付与の申立てをし、その中から支払うようにしてください。なお、本人は能力が低下しておりますので、一般的に、了解しているというだけで許されることにはなりません。

本人を旅行に連れて行きます。同伴者の旅行費用を本人の財産から支出してよろしいですか。

同伴者が付添介護のための第三者であれば、通常は差し支えありません。しかし、同伴者が後見人やその親族であれば、実質的な利益相反のおそれがあります。旅行費用は、通常同伴者が利益を受けることになるので、許されない面があります。後に裁判所から指摘を受けることのないよう、支出する場合には、相談してください。同種の問題として、飲食費がありますが、これは通常許されません。

財産目録記載の預貯金の増減と収支状況報告書記載の収支の増減が一致しません。どうしたらいいですか。

現金出納帳を正確に記載しておれば、通常、両者は一致するはずですが、もっとも、利息の計上や計算時期のそご等により、完全に一致しないことがあります。とりあえず一致しないまま報告書を提出してください。裁判所で再調査を要するか判断し、場合によって調査人等により調査します。再調査を避けようとして無理に収支をごまかして一致させる方もおられますが、その結果、収支に不自然な点があれば、同様に再調査することになります。

口座をまとめて管理しやすくしてもいいですか。また、株式を売却して預貯金口座に入金してもよろしいですか。

差し支えありません。親族後見人の中には、本人の財産をできるだけ変更しないようにしている方もおられますが、後見事務に必要なであれば、後見人の判断で口座をまとめたりすることは可能です。この関係で、株式を売却したいという方もおられますが、特に問題はありませぬ。もっとも、預貯金から株式を購入することは原則として認めていません。



後見センターレポート vol.4 (平成26年1月)

後見制度支援信託の利用を進めています。

後見センターでは、平成24年2月から、後見開始の審判の申立てのあるものについて、また、平成25年6月から、既に、親族後見人が選任されているものについて、それぞれ、後見制度支援信託の利用を進めています。後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、一部を預貯金として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みです。この仕組みにより、後見人の判断だけでは払戻しができない財産ができ、本人の財産の保護を簡易・確実に行おうとするものです。本人の財産のうち、流動資産が1000万円以上ある方については、順次、説明及び事情聴取を行う予定ですので、案内をお待ちください。なお、詳細は、東京家庭裁判所後見サイトをご覧ください。



http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q13

特別代理人、後見監督人の利用を進めています。

親族後見人から、本人から生活費を受領したい、本人の建物を利用したいなどの問い合わせがあることがあります。このような行為については、その金額にかかわらず、特別代理人の選任の申立てを要します。また、親族後見人から自らの配偶者や子、兄弟姉妹、親に対して贈与したい、金銭を貸し付けたいなどの問い合わせがあることもあります。このような行為につき親族後見人に判断させるのは相当ではない場合があるので、後見監督人を選任して第三者の立場から意見を求めることを進めています。



後見開始の申立書類の事前郵送をお願いします。

後見センターでは、これまで、申立て前に面接日の予約をして、申立書類は、面接日に持参していただくことをお願いしておりました。しかしながら、この方法では、面接日に申立書類の審査のため、一定の時間お待たせすることが避けられませんでした。そこで、このたび、予約した面接日のできるだけ前に、申立書類を郵送していただくことをお願いすることとしました。なお、面接日の直前に郵送されますと面接日に到達しなかったり、到達しても審査する時間がなかったりすることがありますので、遅くとも面接日の3営業日前までには後見センターに到着するように発送してください。

報告書は期限までに漏れなく提出しましょう。

後見センターでは、後見人の方に、成年後見人・保佐人・補助人Q&Aをお渡ししております。また、財産目録・収支状況報告書については、予め提出月を定めて提出を促しております。さらに、記載内容については、上記Q&A中「財産目録・収支状況報告書作成の注意事項」(平成25年1月版では65頁)内で説明をしております。特に、必要な添付書類を忘れたり、収支と財産の差額の一致の点検を忘れたりしている方が多くおられます。このような方については、必要に応じて調査人や後見監督人を選任し、調査、指導を依頼することになります。なお、後見業務全般についてはリーガルサポート東京支部や社会福祉協議会等が実施している研修に参加することをお勧めします。



後見センターレポート vol.5 (平成26年5月)

信託検討対象の範囲を拡大しました。

前号でお伝えしましたが、後見センターでは、本人の財産のうち、一部を預貯金として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組み（後見制度支援信託）の利用を進めています。信託利用の検討対象については、これまで流動資産が1000万円以上ある方としていましたが、今月から500万円以上ある方と変更しました。なお、後見制度支援信託の詳細は、東京家庭裁判所後見サイトをご覧ください（「後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧」は、平成26年4月1日改訂されています。）。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q13

申立書類等を変更しました。

後見センターでは、平成26年3月から、「後見・保佐・補助開始申立セット」を改訂しました。主要な変更点は、費用負担の裁判につき、本人負担を希望する上申が多いことを踏まえ、申立書から「費用上申」の記載を削除し、「成年後見申立ての手引」に原則本人負担の裁判をする運用を説明する記載をしたこと、同じく「手引」に後見制度支援信託の説明を加えたこと、医師に交付する診断書作成の注意事項に精神上的障害の記載が必要であることと介護保険の意見書ではないことの注意を促す記載をしたことなどです。また、申立ての際に特に注意していただきたいことを「申立ての前に必ずお読みください。」という書面にまとめたほか、提出前の書類等の点検がしやすいよう「成年後見申立てチェックシート」を作成しました。これまでの申立書類等を利用することも差し支えありませんが、なるべく、新しい申立書類等を利用するようにしてください。

職務説明会へ参加できます。

後見センターでは、平成23年から、後見人等の選任時において後見人等が行うべきこと、行ってはいけないこと、裁判所に相談すべきこと等を理解してもらうため、職務説明会を行っていましたが、このたび、参加対象者の範囲を広げることとしました。ついては、後見人等に選任された方で、これまで職務説明会に参加したことがなく新たに参加を希望する方がおられましたら、後見センターまで連絡してください。

なお、後見センターにおいて、後見業務全般の理解が不十分であると判断された方については、個別に、職務説明会や継続研修へ参加を促すことにしています。

定期預金通帳等の写しを提出してください。

後見センターでは、後見人等の方々に対し、毎年、予め定められた月に、後見事務報告書や預金通帳の写し等の提出を求めています。もっとも、定期預金については、「変更がない」として提出を求めないこともありました。このたび、原則として、定期預金通帳、定期預金証書又は今回報告前1年以内の一時点において残高の存在が分かる書類の写しの提出を求めることとしましたので、後見事務報告書とともに提出するようにしてください。